

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【公表番号】特表2004-511492(P2004-511492A)

【公表日】平成16年4月15日(2004.4.15)

【年通号数】公開・登録公報2004-015

【出願番号】特願2002-534368(P2002-534368)

【国際特許分類第7版】

C 0 7 K 14/81

A 6 1 K 35/16

A 6 1 K 38/00

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 31/04

A 6 1 P 43/00

C 0 7 K 1/18

C 0 7 K 1/20

C 0 7 K 1/22

C 0 7 K 16/38

C 1 2 N 9/99

【F I】

C 0 7 K 14/81

A 6 1 K 35/16

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 31/04

A 6 1 P 43/00 1 1 1

C 0 7 K 1/18

C 0 7 K 1/20

C 0 7 K 1/22

C 0 7 K 16/38

C 1 2 N 9/99

A 6 1 K 37/02

【手続補正書】

【提出日】平成15年4月21日(2003.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

抗トリプシン活性を有するビクニン血漿画分の調製方法であって、前記ビクニン血漿画分は、ビクニン血漿画分を含む寒冷沈降物または寒冷上清であり、かつ、分子サイズ排除クロマトグラフィーを用いて成分に分離され、かつ、抗トリプシン活性を有する画分が回収される方法。

【請求項2】

ビクニン血漿画分中に存在する蛋白質が、100～500kDaの分子量を有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ピクニン血漿画分が、ピクニンに対するモノクローナル抗体を用いて、イムノアフィニティークロマトグラフィーによって更に精製されることを特徴とする、請求項 1 または 2 のいずれかに記載の方法。

【請求項 4】

前記ピクニン血漿画分が、イオン交換クロマトグラフィー、アフィニティークロマトグラフィー、分子サイズ排除クロマトグラフィー、および/または疎水性クロマトグラフィーによって更に精製されることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 5】

インター - - トリプシン阻害剤の重鎖の少なくとも 1 つと結合した状態のピクニンを含み、かつ、遊離のピクニンを本質的に含まない、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の方法で得られ得るヒトピクニン血漿画分。

【請求項 6】

少なくとも 70 % の蛋白質が抗トリプシン活性を有することを特徴とする、請求項 5 に記載のピクニン血漿画分。

【請求項 7】

少なくとも 90 % の蛋白質が抗トリプシン活性を有することを特徴とする、請求項 6 に記載のピクニン血漿画分。

【請求項 8】

特異的抗トリプシン活性が、ヒト血漿中のものの少なくとも 50 倍であることを特徴とする、請求項 5 または 6 に記載のピクニン血漿画分。

【請求項 9】

100 ~ 500 kDa の見掛け分子量を有する蛋白質を含む請求項 5 ~ 8 のいずれかに記載のピクニン血漿画分。

【請求項 10】

インター - - トリプシン阻害剤を含むことを特徴とする請求項 5 ~ 9 のいずれかに記載のピクニン血漿画分。

【請求項 11】

インター - - トリプシン阻害剤およびピクニンを含む少なくとも 1 つの更なる高分子量蛋白質を含むことを特徴とする請求項 10 に記載のピクニン血漿画分。

【請求項 12】

請求項 5 ~ 11 のいずれかに記載のピクニン血漿画分を含む薬学的製剤。

【請求項 13】

請求項 5 ~ 11 のいずれかに記載のピクニン血漿画分を含む敗血症の治療のための薬剤。